

厚生労働省群馬労働局発表
令和5年10月31日

報道関係者 各位

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 五十嵐勇樹

主任地方労働基準監察監督官 穂積 常之

電話 027-896-4735

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

厚生労働省群馬労働局は、このたび、県内の労働基準監督署が令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和4年の監督指導の概要

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 227 事業場（実習実施者）のうち 162 事業場（71.4%）。
※ 監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（27.3%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（22.5%）、③割増賃金の支払（20.3%）の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

群馬労働局及び県内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

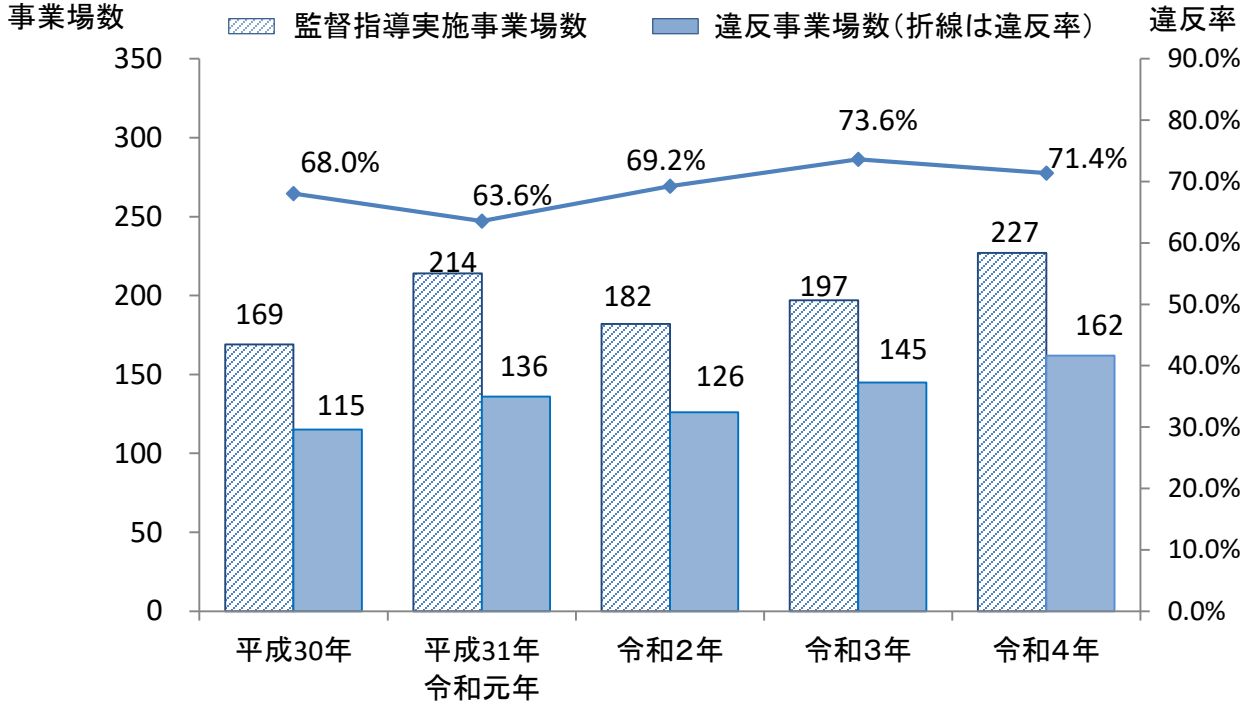
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和4年）

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和4年）

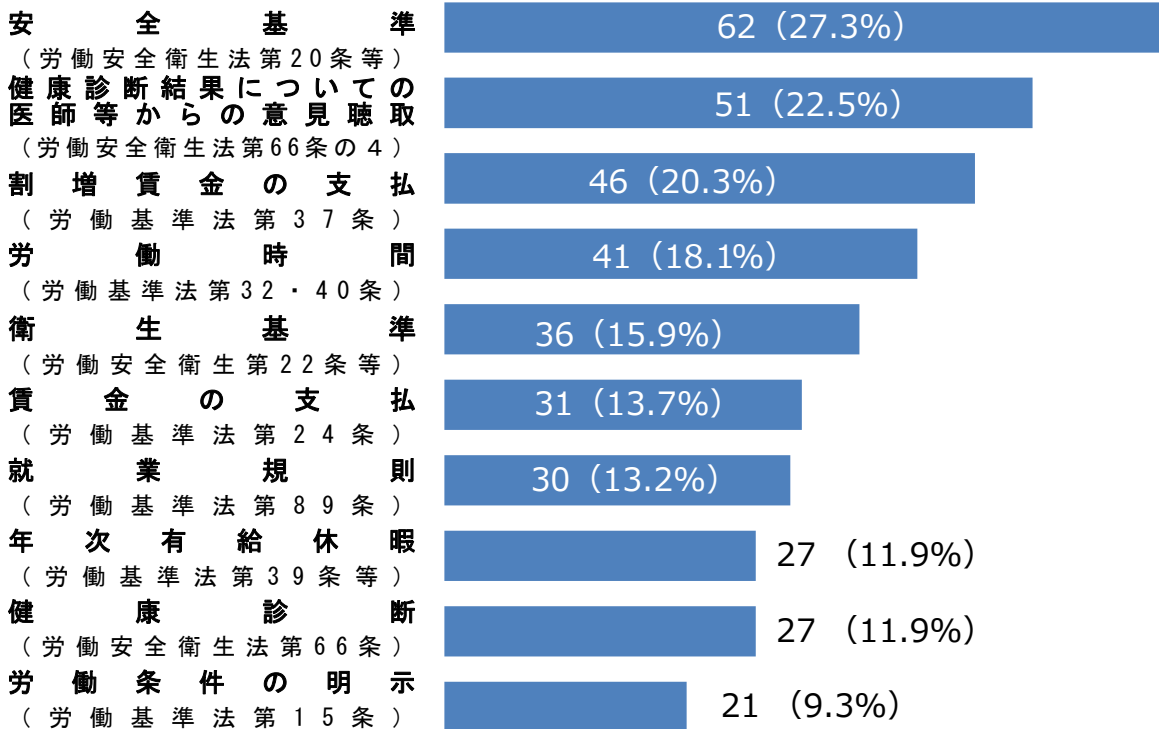
1 監督指導の状況

- (1) 県内の労働基準監督機関において、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対して227件の監督指導を実施し、その71.4%に当たる162件で同法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（27.3%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（22.5%）、③割増賃金の支払（20.3%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
金属製品 製造	47	31 (66.0%)	衛生基準 13(27.7%)	安全基準 12(25.5%)	割増賃金の 支払 医師等からの 意見聴取 各10(21.3%)
食料品製造	36	27 (75.0%)	安全基準 13(36.1%)	労働時間 10(27.8%)	医師等からの 意見聴取 8(22.2%)
輸送機械 製造	27	20 (74.1%)	安全基準 衛生基準 各7(25.9%)		賃金の支払 4(14.8%)
化学工業	22	14 (63.6%)	安全基準 衛生基準 各7(31.8%)		割増賃金の 支払 健康診断 各6(27.3%)
保健衛生業	15	10 (66.7%)	労働時間 割増賃金の支払 医師等からの意見聴取 各7(46.7%)		
建設業	12	9 (75.0%)	医師等からの 意見聴取 6(50.0%)	割増賃金の 支払 4(33.3%)	賃金の支払 就業規則 各3(25.0%)
<参考> 全業種	227	162 (71.4%)	安全基準 62(27.3%)	医師等からの 意見聴取 51(22.5%)	割増賃金の 支払 46(20.3%)

<注> 「主な業種」は、監督指導実施事業場数が多かった順に6業種の内容を取りまとめたものである。

事例 1

外国人技能実習機構からの通報を契機に監督指導を実施し、違法な時間外労働等について指導

概要

- プラスチック製品製造業を営む事業場において、外国人技能実習機構から労働基準関係法令違反の通報があったことから立入調査を実施したところ、技能実習生について、違法な時間外・休日労働が認められた。また、深夜業に従事する労働者に対する健康診断を実施していないことが認められた。

労基署の対応

- 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第32条（労働時間）違反

- 労働基準法に定められた上限時間（月100時間未満、複数月平均80時間以内）を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第36条第6項（時間外及び休日の労働）違反

長時間労働の削減

- 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第66条（健康診断）違反
労働安全衛生規則第45条第1項（特定業務従事者の健康診断）

指導後の会社の取組

- 増員により1人当たりの仕事量を削減した。
- 深夜業を含む業務に従事する労働者に対し、法定の健康診断を実施した。

事例 2

労働災害を契機に監督指導を実施し、丸のこ盤の安全装置について指導

概要

- 木製家具製造業を営む事業場において、木材加工用丸のこ盤の歯に技能実習生の手指が接触する労働災害が発生したため、立入調査を実施したところ、木材加工用丸のこ盤に安全装置が取り付けられていなかったことが認められた。

労基署の対応

- 木材加工用丸のこ盤に反ぱつ予防装置を設けていないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第122条（丸のこ盤の反ぱつ予防装置）

- 木材加工用丸のこ盤に歯の接触予防装置を設けていないことについて是正勧告した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第123条（丸のこ盤の歯の接触予防装置）

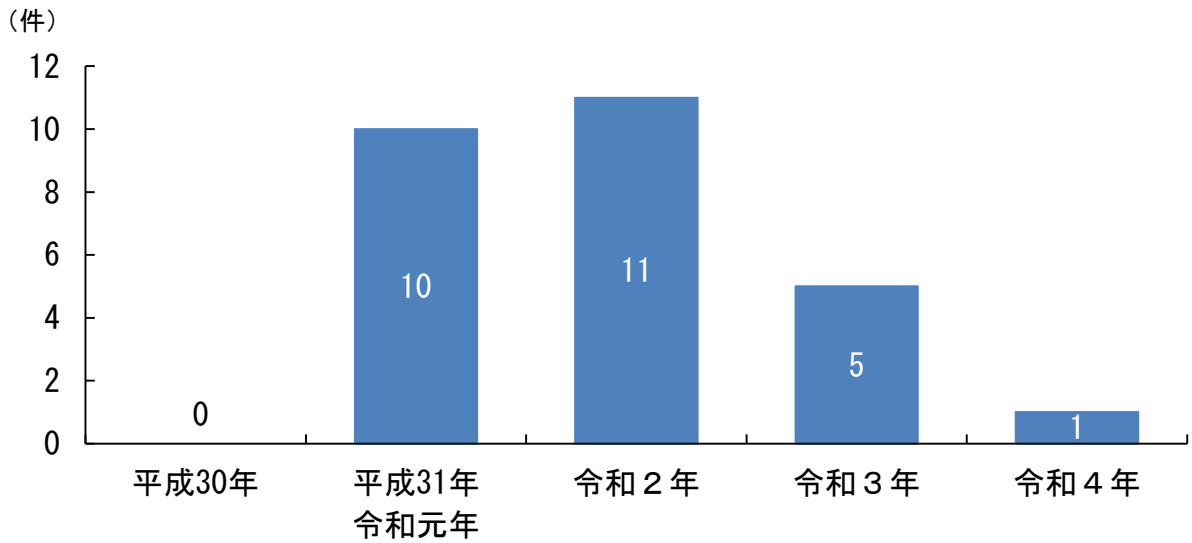
外国人労働者が内容を理解できる母国語による安全衛生教育や表示類の図解

指導後の会社の取組

- 反ぱつ予防措置を設けた。
- 歯の接触予防装置を設けた。
- 母国語が話せる者による安全衛生教育やイラストが描かれた冊子を用いた説明を実施した。

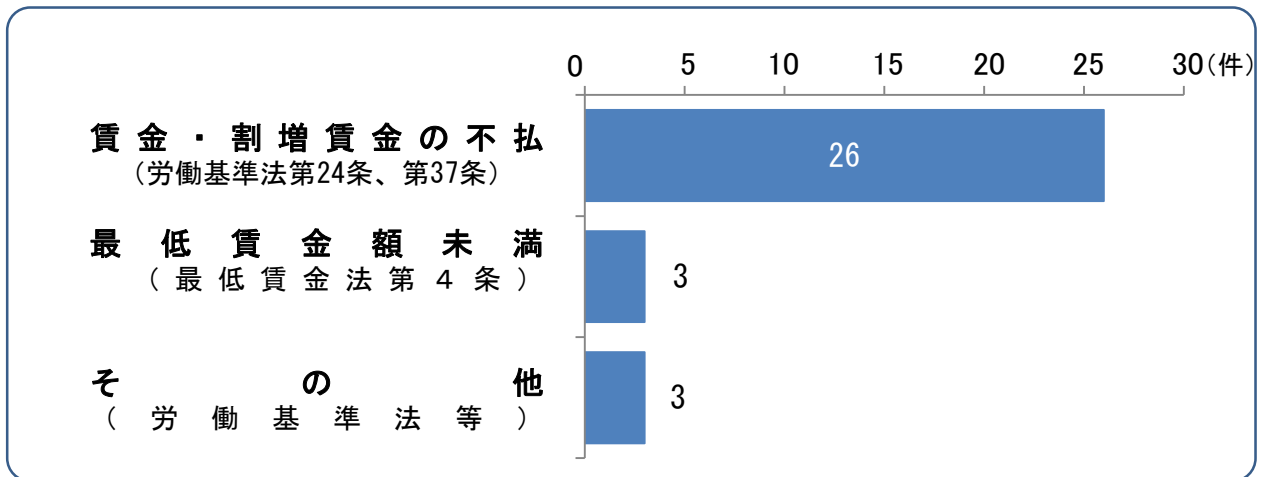
2 申告の状況

(1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は1件であった。



(2) 過去5年における主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(26件)、②支払われる賃金額が最低賃金額未満(3件)、③その他(3件)であった。

<注>申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



技能実習生からの「約1か月分の賃金不払がある」との申告があったもの

概要

- 金属部品の製造を行う事業場において、技能実習生から賃金不払がある旨の申告が寄せられたことから、立入調査を実施した。
- この結果、最終出勤月の賃金が支払われておらず、旅行積立金の返還も行われていないことが認められた。

労基署の対応

- 不払となっていた最終出勤月の賃金不払については是正勧告した。

指導事項

最低賃金法第4条（最低賃金の効力）違反

- 旅行積立金の返還については是正勧告した。

指導事項

労働基準法第23条（金品の返還）違反

指導後の会社の取組

- 不払となっていた最終出勤月の賃金を支払った。
- 旅行積立金を返還した。

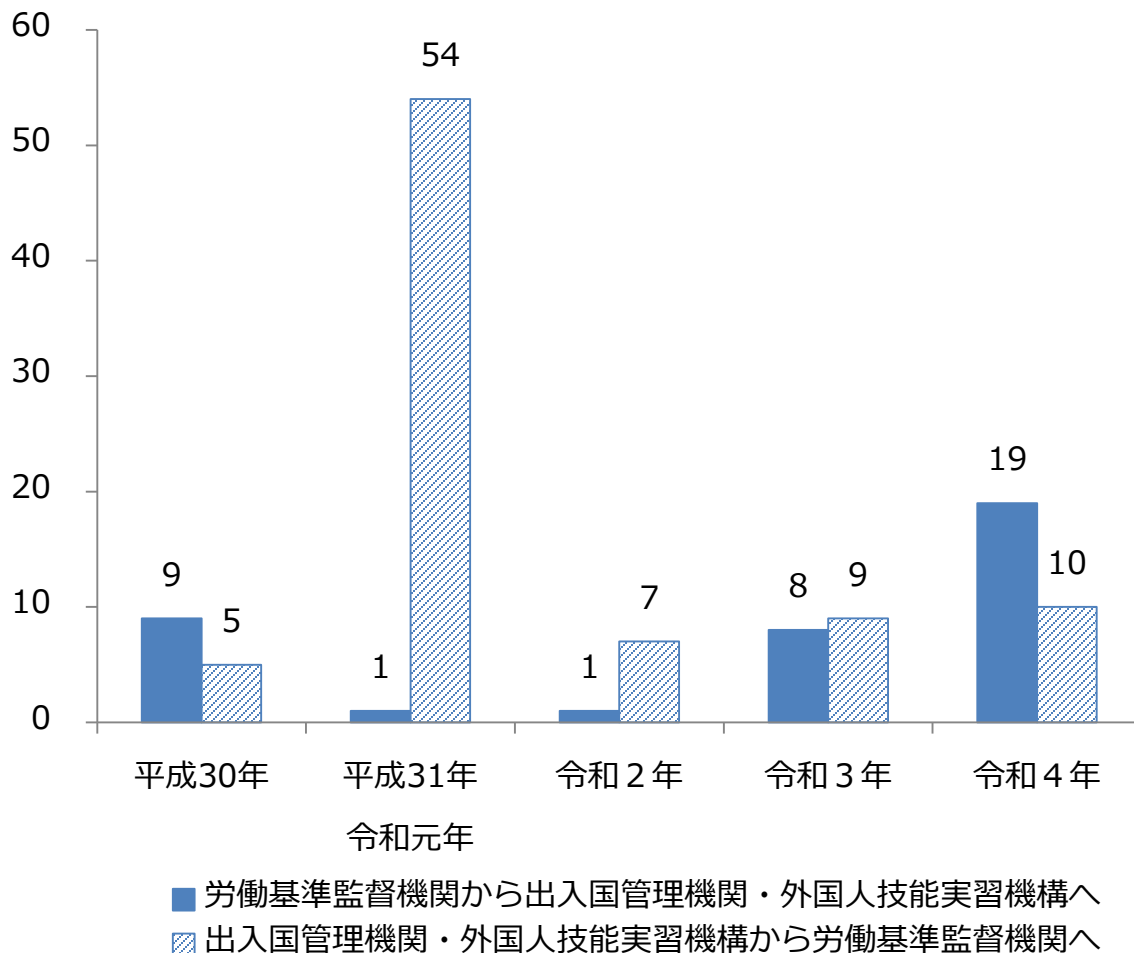
3 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報の状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、相互に通報し、合同監督・調査を実施している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は19件、労働基準監督機関が出入国管理機関・外国人技能実習機構から通報（※2）された件数は10件である。

※1 労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関・外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

通報件数



(注) 平成31年・令和元年については、法務省「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」における技能実習生の失踪事案に関する実態調査に基づき通報された事案を含む。